

	自民党案	公明党案	民主党案
名称(すべて仮称)	循環型社会基本法案	循環型社会形成推進法案	資源循環・廃棄物管理法案
法律の性格	理念＋プログラム法	理念＋プログラム＋組織(第三者機関)法	理念＋プログラム＋実定法 ※廃棄物処理法と再生資源利用促進法を本法に統合
対象分野	廃棄物・リサイクル	環境汚染全般、自然保護、地球環境、自然エネルギー、都市構造その他	廃棄物・リサイクル
環境基本法・環境基本計画との関係	環境基本計画の長期的目標の「循環」のうち、物質に係る「循環」に関する基本法として位置付け	環境基本法を上位法としつつ、「循環型社会」形成のためのアクション・プログラムをつくる法律として位置付け	環境基本法の理念を具体化する、廃棄物・リサイクル分野の具体的措置を規定する基本的法制として位置付け
廃棄物処理法・再生資源利用促進法との関係	循環法の個別法として位置付け。循環法の計画に基づき見直し？	循環法の個別法として位置付け。循環法の計画に基づき見直し？	見直し→再編・統合
個別リサイクル法との関係	循環法の個別法として位置付け。循環法の計画に基づき見直し・新法を策定？	循環法の個別法として位置付け。循環法の計画に基づき見直し・新法を策定？	本法に基づく特別法として位置付け。既存法は、本法の規定と整合するよう見直し、必要に応じて新個別法を策定
アクション・プログラムの性格	政府が策定。基本的目標の位置付けおよび行政・事業者・国民が講ずべき基本的事項を明確化する「基本的計画」を策定	第三者機関の勧告に基づき政府が策定。政府の関係諸施策の 2008 年度	◎廃棄物減量計画＝自治体等の報告を受けて、国全体の廃棄物発生量予測および減量目標等を規定 ◎政府全体で策定。省資源法に基づく製品指定や特別法の制定

		までの見直し内容を規定	について、タイムスケジュールを示す
廃棄物等の定義・措置	「発生資源」= 廃棄物(廃棄物処理法)と有価の副産物の総称	「不用物」= 事業活動等の人間活動により発生する気体、液体、固体、熱など環境中に排出されるもの	「廃棄物」= 廃棄物(現行廃棄物処理法)と有価の副産物をすべて「廃棄物」として法の網をかける
	措置=個別法でそれぞれ規定(廃棄物の定義は変えず)	措置=個別法でそれぞれ規定(廃棄物の定義は変えず)	本法で規制などを発生量や有害性などに応じて具体的に体系化
事業者の排出者責任	責務規定あり(優先順位の明確化) 具体措置は廃棄物処理法で担保	人の健康及び生態系に対する影響と環境負荷の最小化	事業系廃棄物(現行法の産業廃棄物+事業系一般廃棄物)について無過失責任を措置
拡大生産者責任	個々の物品の再生可能性や流通実態等を勘案し 1.物品の耐久性、リサイクル容易性、環境負荷の低減等の自己評価 2.発生資源の引取、引渡しルートの整備・リサイクルの実施 3.情報提供ーなどを推進	不要物の排出抑制、環境への負荷の最小化、製品が長期に使用できるよう設計	「製品廃棄物」を規定。責務規定で、関係事業者の「サービス・機能の提供に当たり廃棄物を排出しない流通づくり」の責務を規定 排出量などの要件により自主ルートによる回収を要する製品を指定。その場合回収率目標を課し、未達成の場合に強制デポジットもしくは特別法を制定することを明記